

令和 7 年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

八幡浜少年ホーム

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2025081

③施設の情報

名称：八幡浜少年ホーム		種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 今泉 智博		定員（利用人数）：本館 40（18）名 地域小規模 6（5）名 地域小規模 6（5）名	
所在地：八幡浜市五反田 1-25			
TEL：0894-22-0026		ホームページ：yawatahama-syounenhome.or.jp	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和 39 年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 八幡浜少年ホーム			
職員数	常勤職員：	33 名	非常勤職員 0 名
有資格 職員数	（資格の名称）	名	
	保育士	11 名	
	栄養士	1 名	
	認定心理士	2 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	14 室	（設備等）
	園長室・事務室・食堂・調理室・医務室・静養室・指導員室・保育士室・家庭支援相談室・心理療法室・浴室等 本館 鉄筋コンクリート 3 階建て 地域小規模施設（あゆみ） 木造 2 階建て 地域小規模施設（榎） 木造 2 階建て		

④理念・基本方針

【運営理念】

- ・ 児童の心身の健全な成長と自立を支援します。
- ・ 安全で安心できる環境の中での生活を守ります。
- ・ 地域と協働した養育の支援を実践します。
- ・ 親子関係の再構築を図り、家庭復帰を目指します。
- ・ 職員の自己研鑽に努め、より良い支援を探求します。

【園訓】

希望にもえて 明るく たくましく

【養護方針】

園訓「希望にもえて 明るく たくましく」のもと子ども達が心身の健やかな成長ができるように支援します。

- ・子どもの権利を守り、自立に向けた生活を計画し、発達に応じた支援を行います。
- ・子どもたちが生活の場として安心と安全を感じることの生活空間を作り、日々の成長を支援します。
- ・地域との協力関係を大切にし、地域行事の参加等を積極的に行い、地域と共に成長できる開かれた施設運営の中で子ども達の豊かな経験、成長ができるよう支援します。
- ・職員の経験に応じた研修に積極的に参加をし、資質向上を図り、より良いサービスの提供を目指します。

⑤施設の特徴的な取組

昭和 39 年に、社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会により、定員 50 名の児童養護施設が開設され、昭和 48 年に現在の社会福祉法人八幡浜少年ホームに経営移管が行われる。昭和 51 年に、定員 40 名に改定され、現在に至る。

可能な限り、家庭に近い環境で「あたりまえの生活」を保障するとの方針から、小規模化と地域分散化を進め、平成 28 年 4 月 1 日から地域小規模児童養護施設あゆみ、令和 2 年 9 月 1 日から地域小規模児童養護施設榊の運営を開始している。

中長期的に、養育単位の小規模化や地域の福祉ニーズに応えるため、施設機能の強化及び多機能化に取り組もうとしている。

従来から、施設は地域との繋がりがあり、伝統的行事の五反田亥の子祭りや公民館行事などに積極的に参加している。また、地元の警察の生活安全課の協力を得て、農業体験を通した交流活動のほか、ライオンズクラブや民生委員・児童委員と幅広く交流を図るなど、地域に受け入れられた施設となっている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 7 年 1 1 月 1 1 日（契約日） ～ 令和 8 年 3 月 1 7 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 4 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

目指す職員像として「伴走型職員」を掲げ、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、受容的かつ支持的な態度で寄り添い、日々、子どもと共に課題に向き合っている。

運営委員会や生活向上委員会を設置し、日々の養育・支援の状況を確認するとともに、課題改善のための方策を協議し、具体的な改善に結びつけている。また、ケース研究会や課題別研修、虐待防止研修を実施し、職員の権利擁護に対する意識を高めるとともに、目標管理シートや個別研修計画票を用いて職員一人ひとりの専門性の向上を図っている。

地域小規模児童養護施設では、地域での暮らしを大切にしており、そこで生活を送る子どもが主体的に暮らしを営んでいけるように様々な工夫が行われている。

◇改善を求められる点

中・長期計画について、目標を実現するための組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等、具体的な内容が示された計画となることを期待したい。また、単年度の事業計画についても、中・長期計画の内容を反映させるとともに、数値目標や具体的な成果を設定するなど、計画の実施状況の評価が適切に行われるような内容となることを期待したい。

プライバシー保護に関する事柄や実習生、ボランティアの受け入れ等、既存のマニュアルの内容について、適時見直しを行い、状況に応じた内容となるように職員間で検討することを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価の結果を受け止め、指摘された改善点については、各種規程の見直しやマニュアルの文書化を進めてまいります。併せて、中長期計画のさらなる具体化を図ることで、単年度計画の充実と確実な実行に取り組む所存です。

また、高い評価をいただいた項目についても現状に甘んじることなく、職員一人ひとりの資質向上に努めていきたいと思っております。関係機関との緊密な連携のもと、こどもの安心・安全な生活を担保し、こどもの最善の利益を追求した養育支援に努めていきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念や基本方針は明文化され、パンフレットやホームページなどに掲載されており、年度始めの職員会で資料配布を行い、職員への周知が図られている。また、子どもや保護者等、さらには地域に対しても、パンフレットを活用して施設の使命や役割等を示している。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 市の要保護児童対策地域協議会の実務者会議に参画し、地域のニーズのほか、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータなどの把握に努めている。また、理事会において施設を利用する子どもの傾向や推移を可視化し、コストや利用率の分析を行うなど、経営状況の把握に努めている。		
③	Ⅰ—2—（１）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 養育・支援の内容や経営課題について、施設長、本体施設と小規模グループケア施設の主任や事務職員、栄養士で構成される「運営委員会」において話し合いを行うとともに、理事会において今後の施設の高機能化・多機能化のために必要な設備整備や人員体制について具体的に検討を行っている。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 12か年の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」が、中・長期的な視点で策定されている。今後はビジョンの実現のための収支計画、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な内容が明記されることを期待したい。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 中・長期の施設の整備計画を踏まえて、地域交流や職員のスキルアップ等に関する単年度計画が策定されている。今後は、数値目標や具体的な成果を設定するなどして、計画の実施状況の評価が適切に行えるような内容になることを期待したい。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	㉕・b・c
＜コメント＞ 月1回、主に直接処遇職員で構成される「生活向上委員会」において、日々の養育・支援の状況について話し合いそれらの内容を踏まえて、毎月の運営委員会において事業の実施状況について確認・協議されるとともに、次年度の事業計画についても協議がされている。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	㉕・b・c
＜コメント＞ ホームページで行事等の子どもの様子を紹介するとともに、参加した子どもの作文や写真を毎年度発行する「文集あゆみ」で掲載するなど、家族等に事業の実施状況の周知に努めている。また一時保護や子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け入れなど、子どもの生活に密接にかかわる事柄については、子どもや保護者等に説明を行っている。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
8 I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 生活向上委員会や運営委員会を設置し、養育・支援の実施状況について確認・検討する機会を設けるとともに、毎月「ケース研究会」を実施して事例ごとに支援方法を検討し、養育・支援の質の向上に取り組んでいる。また、第三者評価基準の評価項目に沿った自己評価を毎年、実施している。今後は、自己評価や第三者評価結果を分析するとともに、分析した内容を検討するまでの仕組みを構築し、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に向けた取組みを、実施するよう期待したい。	
9 I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 第三者評価受審の評価結果から、明確になった課題について文書化を図り、職員間で共有している。今後は、改善策や改善の実施状況を評価するとともに、その取組みについて、単年度の事業計画や中・長期計画に反映することを期待したい。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ—1—（１）施設長の責任が明確にされている。	
10 Ⅱ—1—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・b・c
＜コメント＞ 施設長は、年度始めの職員会で施設運営に関する方針と取組みについて表明するとともに、その内容を文書化し、職員に配布している。また、管理規定において施設長の役割と責任が明示され、有事における不在時の権限委任もマニュアルによって明確化されている。	
11 Ⅱ—1—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
＜コメント＞ 施設長は積極的に各種研修会等に参加して、遵守すべき法令等を学ぶとともに、職員会や施設内研修の機会を通して、適宜教育や指導を行うなど、職員への理解を促している。また、様々なハラスメントに対応できるように、ハラスメント防止規程を整備するなど、法令遵守のための積極的な取組が行われている。	

Ⅱ―１―（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ―１―（２）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<コメント> 運営委員会において養育・支援の状況について評価・分析を行うとともに、自立支援計画の策定過程にも関与し、子ども一人ひとりの養育・支援の実施について指導力を発揮している。また、季節や時世を考慮した内容について学び合う「課題別研修」や、虐待防止について学習する「虐待防止研修」を立ち上げるなど、職員の教育・研修の充実を図っている。		
13	Ⅱ―１―（２）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<コメント> 施設長は、理念や方針の実現に向けて各種専門職を配置するほか、生活向上委員会や運営委員会を設置し、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組みを行っている。		

Ⅱ―２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―２―（１）―① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> 事業計画の中で「目指す職員像」として明示するとともに、「生活支援の手引き」を作成し、施設が必要とする人材について基本的な考え方を文書化している。また、中・長期的視点から心理士等の有資格者を採用するなど、計画的に福祉人材の確保を実施している。		
15	Ⅱ―２―（１）―② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉠・c
<コメント> 理念や養育方針にもとづき、事業計画において「目指す職員像」を明記している。今後は、育成やキャリアパス、職員配置や処遇、人事考課等、総合的な人事管理の仕組みづくりが行われることを期待したい。		
Ⅱ―２―（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ―２―（２）―① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉠・c
<コメント> 健康診断やインフルエンザ予防接種の費用を施設が負担するなど、職員の健康維持に取り組んでいる。今後は、定期的に施設長等と職員の個別面談の機会を設けるなど、誰もが相談しやすい仕組みづくりが行われることを期待したい。		

Ⅱ—2—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 主任との個別面接で、自己研鑽や業務分担、チーム連携に関する職員一人ひとりの目標が設定されている。今後は、面談を定期的に行うなどして、進捗状況や目標達成度の確認が行われることを期待したい。		
18	Ⅱ—2—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 事業計画の中で「目指す職員像」を明示するとともに、全国児童養護施設協議会が作成した人材育成体系をもとに、具体的な知識、技術の内容・水準を明確にし、職員一人ひとりの「個別研修計画票」が作成されている。		
19	Ⅱ—2—（３）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 個別研修計画票や履歴書を通じて職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握するとともに、外部研修への参加や施設内におけるケース研究会や課題別研修会、虐待防止研修会の実施等、職員の教育・研修の機会を確保している。今後は、施設長、基幹的職員等にいつでも相談できる仕組みの整備や、現行の研修会をスーパービジョンの場として活用するなど、さらなる体制の確立に努めることを期待したい。		
Ⅱ—2—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 実習を行うにあたっての注意点等を記載した文書を作成し、実習生に対する説明に活用している。また、実習生を受け入れる際には、子どもたちに事前に説明を行っている。今後は、オリエンテーションの実施方法や内容、指導者に対する研修、受け入れ手順等が記載されたマニュアルを策定することを期待したい。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> ホームページを活用して、園訓や運営理念、養護方針のほか、行事参加の様子や決算情報等が適切に公開されている。また、毎年度発行している文集あゆみを学校や公民館等に配布し、施設活動等の情報発信にも努めている。今後は、事業計画や事業報告に関する情報についてもホームページ等で公開することを期待したい。		

22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 経理規定が定められ、事務、経理、取引等に関するルールや責任が明確化されている。また、定期的に、外部の税理士から会計処理の整合性や科目分類等に関する助言を受けるとともに、監事監査も実施されている。運営面については、外部の社会保険労務士から助言を受けることができるようになっている。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 地元の警察署の生活安全課との「ゆめいろガーデン」での農業体験を通じた交流活動のほか、秋祭りでは子ども神輿等に参加して、地域住民との交流を深めるとともに、職員は地域行事の運営の手伝いなどに積極的に協力している。また、地区の公民館が主に運営管理する地域活動交流拠点事業施設に子どもが通えるようにしており、いろんなイベントを通じて、学校の友人や地域の様々な立場の住民と交流できる環境となっている。		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉑・c
<コメント> ボランティア受け入れの目的や協力してもらう内容、受け入れ手順、留意点が記された文書が作成され、職員に周知されている。今後は、子どもや保護者等への事前説明や実施状況の記録、地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢等が明記されたマニュアルの整備を期待したい。		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<コメント> 緊急連絡先や医療機関、福祉関係機関等の社会資源がリスト化され、職員間で共有されている。また、南予地区の児童相談所と児童養護施設で構成される南予児童養護施設等連絡会や、南予地区の障害者支援施設と児童養護施設で構成される南予福祉施設会等のネットワークに積極的に参画している。		

Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 施設長は、市社会福祉協議会や地区公民館の理事、赤い羽根共同募金の配分委員等を務めるとともに、市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参画する中で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。今後は、地域住民に対する相談事業等を展開するなどの取組を期待したい。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 秋祭りでは子ども神輿等に参加して、地域住民との交流を深めるとともに、職員は地域行事の運営の手伝いなどに積極的に協力し、地域コミュニティの活性化に貢献している。今後は、把握した福祉ニーズに基づいて、地域における公益的な取組が実施できるよう、職員間で検討することを期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	③ ・b・c
<コメント> 運営方針に人権尊重や権利擁護について明示されている。年３回、子どもの権利についての学習会が実施され、その際に、各担当職員が事前学習会を行い、内容の理解に努めている。また、「生活支援の手引き」において子どもとの信頼関係を土台とした養育・支援の重要性が明示され、施設の基本姿勢として共通理解が図られている。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 一部居室の個室化改修や共用部でのパーティションの設置等、プライバシー保護に取り組んでいる。今後は、プライバシー保護に関するマニュアルを整備するなど、生活支援全般に係る配慮について、明文化することを期待したい。		

Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<コメント> ホームページやパンフレットなどを活用して、子どもや保護者等への必要な情報提供が行われており、利用希望者等には、積極的に施設見学などでも対応している。また、入所の際には「入所措置児童受け入れ時のマニュアル」に沿って、チェックリストを活用しながら、子どもや保護者等へ丁寧な説明が行われている。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉗・c
<コメント> 個人情報の管理や予防接種に係る同意書等、書類を活用して説明を行い、保護者等に同意を得るようにしている。今後は、子どもや保護者等への合理的配慮等のルール化を行い、適切な説明や運用が図られることを期待したい。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉘・c
<コメント> 自立支援担当職員を配置し、リービングケアや施設退所後のアフターケアに取り組んでいる。また、措置変更や地域・家庭への移行の際には、ケースに応じて、担当職員が申し送り事項を文書化するなどの対応をしている。今後は、移行等にあたっての引き継ぎ内容や申し送りの手順を文書化するなど、養育・支援の継続性を担保する取組みが行われることを期待したい。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉙・c
<コメント> 生活向上委員会を設置し、普段の子どもとのやりとりの中で把握したニーズについて話し合う機会を設けている。また、年１回、食事に関する嗜好調査を実施している。今後は、定期的に子どもの満足に関する調査や個別の聴取を行うなど、改善課題の把握や対応、評価・見直しなどの体制が整備されることを期待したい。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉚・c
<コメント> 苦情解決責任者及び担当者、第三者委員が設置され、苦情解決体制が整備されており、その内容が掲示されている。また、クレーム対応のフローチャートが作成されている。今後は、苦情記入カードの配布や匿名でのアンケートを実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすくなる工夫が行われることを期待したい。		

35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉑・b・c
<コメント> 各フロアの職員室が子どもの憩いの場となっており、相談しやすく、意見を述べやすい環境となっている。また「アイデア箱（意見箱）」を設置し、対面でなくとも意見や要望を伝えられるようになっている。今年度から開始された県の実施する「意見表明等支援事業」を活用し、外部の意見表明等支援員（子どもアドボケイト）が子どもの意見形成や表明支援を行える環境を整えている。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉒・c
<コメント> アイデア箱に投函された意見等については、主任が内容を確認し、対応策を検討の上、子どもにフィードバックされている。今後は、相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順、対応策の検討等を定めたマニュアルが整備されることを期待したい。		
Ⅲ—１—（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<コメント> 施設では警備システムを導入し、外部からの侵入防止や死角を無くすなどの工夫を行うとともに、点検項目チェックリストを活用して評価を行うなど、子どもが安心して生活が送れるような環境を整えている。また、NAS（ネットワークハードディスク）でヒヤリハットの収集や事件・事故報告を回覧、周知するとともに、職員会議において発生要因の分析や再発防止策の検討等が実施されている。今後は、事故防止策や安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しが行われることを期待したい。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉒・c
<コメント> 感染症の対応及び吐物・汚物処理に関する手順を明示した文書を作成するとともに、課題別研修のテーマとして取り上げ、職員の理解を図っている。今後は、施設としての対策方針や管理体制、対策基準等を明文化したマニュアルが整備されることを期待したい。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉒・c
<コメント> 地震や火災、洪水、土砂災害、原子力災害に関するマニュアル及び感染症、地震、土砂災害に関する事業継続計画（BCP）を策定し、定期的に訓練を実施している。今後は、災害の発生状況に応じた子どもの安否確認方法を具体的に定め、周知することを期待したい。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 標準的な実施方法は、生活支援の手引きのほか、新規採用職員へのオリエンテーションの際の資料として、文書化されている。今後は、標準的実施方法としてプライバシー保護に関わる姿勢が明示されるとともに、日頃の養育・支援が、標準的実施方法に基づいて行われているかを確認する仕組みが整備されることを期待したい。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 生活向上委員会や運営委員会において、養育・支援の実施方法について、確認や検討を行っている。今後は、標準的実施方法の検証・見直しに関する検討会議等の記録を残し、PDCAサイクルが効果的に機能していくような工夫がされることを期待したい。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 個別担当職員や主任、心理療法担当職員が中心となり、施設長も参加して自立支援計画が策定されている。今後は、アセスメントから計画の作成、実施、評価、見直しに至るプロセスが定められ、PDCAサイクルが可視化されることを期待したい。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 年２回、児童相談所と自立支援計画の見直しに関する会議を設け、子ども一人ひとりの課題改善の方策や連携について検討している。今後は、計画の見直しに関するスケジュールや留意点が可視化され、運用や検討を行う仕組みを強化することを期待したい。		
Ⅲ—２—（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	⑦ ・b・c
＜コメント＞ NASを導入し、それぞれのパソコンで養育・支援の実施状況を職員間で共有できるようになっている。また、日誌記入マニュアルを作成し職員に周知するとともに、主任が記録の内容や記載方法について教育・指導を行っている。		

45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉞・c
＜コメント＞ 個人情報保護規程が定められ、課題別研修で個人情報に関する研修を実施している。また、職員は入職時に個人情報保護に関する誓約書を提出している。個人情報保護規程は、策定から年月が経過しているため、今後は、内容の点検や現状に即した見直しが行われることを期待したい。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 虐待防止研修会や権利に関する学習会を実施し、職員間で権利侵害の防止等について検討する機会を設けている。また、全国児童養護施設協議会発行の児童養護施設における人権擁護チェックリストを活用し、権利侵害の防止と早期発見のための取組みを行っている。今後は、子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等が整備されることを期待したい。		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	④ ・b・c
＜コメント＞ 子どもの年齢や状態に応じて、権利と義務、責任の関係が理解できるように、個別や少人数で、子どもの権利についての学習会を実施している。また、その学習会前には職員間で事前学習の機会を設け、権利擁護に関する理解を深めている。		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	④ ・b・c
＜コメント＞ 子ども一人ひとりにアルバムが整理されており、子どもの思いに応じて成長を振り返ることができるようになっている。また、子どもへ生き立ちに関する事実を伝える場合には、児童相談所とも連携し、職員間で協議を行い、個別の事情に合わせて慎重に対応している。		

A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉓・c
<コメント> 園内で虐待防止研修会を実施するほか、人権擁護チェックリストを活用して、不適切なかかわりの防止に努めている。また、子どもの年齢や状況に合わせて、個別に子どもの権利についての学習会を実施するとともに、意見表明等支援員へのハガキを設置し、子ども自らが訴えることのできる環境を整えている。今後は、被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子どもが見える場所に掲示するなどして、子ども自身が、現在受けている対応に疑問を持った際、それを外部に伝えたり訴えたりしても良いということ伝えられるような工夫を期待したい。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉓・b・c
<コメント> 入所前に、利用希望者の施設見学の受け入れに対応するほか、入所の際に、ウェルカムボードを作成するなど、入所時の子どもの不安が軽減できるよう配慮されている。また、乳児院からの措置変更の場合には、入所前に現担当者とともに施設を訪れてもらい、一緒に日課を過ごしてもらうなど、慣らし保育を実施して、子どもの不安軽減に取り組んでいる。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉓・c
<コメント> 自立支援担当職員を配置し、退所が近い子どもには個別に必要な支援が行われている。また、退所した後も定期的に連絡を取り合いながら、生活状況等の把握と支援に努めるとともに、職員会の中で、退所者の状況報告を行うなど、職員間の情報共有が図られている。今後は、退所者が集まれる機会を設けるなどして、さらに施設としてのアフターケアの体制が整備されていくことに期待したい。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉓・b・c
<コメント> 運営方針の中でも「伴走型職員」を「目指す職員像」として掲げ、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めるとともに、ケース研究会や日々の申し送りを通して、職員間で子ども一人ひとりの課題を把握しながら、受容的かつ支持的な態度で寄り添うよう努めている。		

A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を いとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉓・b・c
<コメント> 生活向上委員会を設置し、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した枠組みへ変更するなど、子どもにとって施設がより過ごしやすい場所となるよう心がけている。また、担当職員と子どもが、日常的に1対1で外出する機会を設けるなど、基本的な信頼感の構築にも努めている。		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。	a・㉔・c
<コメント> 生活向上委員会において、職員が子どもの目線で施設の生活を振り返るとともに、必要に応じて「高校生部会」や「小学生会議」などを開いて、子ども自身が自分たちの生活における課題等について話し合う機会を設けている。今後は、子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるよう、子どもが話し合える機会が定期的に設けられることを期待したい。		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障し ている。	㉓・b・c
<コメント> 地域活動交流拠点施設を活用し、様々なイベントを通じて、学校の友人や地域の様々な立場の住民と交流できる環境となっている。また、放課後等デイサービスを利用して、発達状況に応じた学びや経験の機会を確保している。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を 確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得 できるよう養育・支援している。	㉓・b・c
<コメント> 毎年計画を立て、子どもと一緒に社会見学旅行に出かけるとともに、年齢に応じて、外出等のレクリエーションを実施するなど、社会の常識や規範を学べる機会を設けている。また、高校進学時にはスマートフォンの所持を認めるとともに、警察署の生活安全課によるスマホトラブルに関する勉強会を開くなど、正しい使用方法が身に付けられるよう支援している。		

A—2—（２）食生活		
A⑫	A—2—（２）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㊤・b・c
<コメント> 年１回、食事の嗜好調査を実施し、子ども一人ひとりの嗜好の把握に努めている。また、誕生日を迎える子どもにはリクエストメニューを、季節ごとのイベント時にはバイキングなどの特別メニューを提供している。同法人が運営する地域小規模児童養護施設では、食材の買い出しから、後片付けに至るまでの食習慣の支援が行われており、当施設においても、警察署との畑交流でもらった野菜を調理したり、おやつ作りを行ったりするなど、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われている。		
A—2—（３）衣生活		
A⑬	A—2—（３）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㊤・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達や理解に応じて、洗濯や整理、保管等の衣習慣が習得できるような支援に取り組んでいる。高年齢児は、実際に子ども自身が衣服の買い物に出かけ、好みの物を購入することもできている。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㊤・b・c
<コメント> 居室の個室化に努めており、相部屋であっても、勉強机の周りは子ども一人ひとりが学習や趣味等、自由に使えるスペースが確保できるよう工夫されている。また、各居室にはテレビが設置され、子どもがプライベートな空間で、生活を送れるよう工夫している。設備等の破損についてはNASで共有され、修繕が迅速に行われている。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㊤・b・c
<コメント> 職員は子ども一人ひとりの状況を日頃から注意深く観察しており、子どもの変化にいち早く気付けるよう努めている。また、子どもの健康面や服薬の状況については看護日誌で共有され、職員への周知が図られている。課題別研修で、感染症や食中毒、熱中症等の学習会を行い、知識を深めて適切な対応がとれるよう努めている。		

A—2—（６）性に関する教育		
A⑯	A—2—（６）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉓・b・c
<コメント> 年１回、子ども一人ひとりの状況に応じた性教育が行われている。性教育の実施前には、職員間で内容の検討を行い、必要な知識等を確認しながら、年齢や発達状況に応じた教育が行われている。また、性教育に関する外部研修に職員を派遣し、職員会で研修レポートを行うことで知識や技術の向上を図っている。		
A—2—（７）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（７）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉓・b・c
<コメント> 行動上の問題を生じやすい子どもについては、N A Sや口頭での引継ぎにより職員間で情報を共有するとともに、警察署の生活安全課から、挑発行為や暴力行為への対応について教えてもらうなどして、適切な援助技術習得に努めている。また、生活支援の手引きの中で問題行動に対する基本的対応方法を定め、職員に周知している。		
A⑱	A—2—（７）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉓・b・c
<コメント> 子ども間の暴力やいじめが生じないよう、施設に警備システムが導入されている。また、死角となる場所や時間帯などを把握し、指導員日誌に巡視か所を明示し、職員の見回りを実施している。子どもに対しては権利ノート学習会等の機会を使って、いじめや差別を行ったり暴力を振るったりしないよう徹底して伝えている。		
A—2—（８）心理的ケア		
A⑲	A—2—（８）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉔・c
<コメント> 心理療法担当職員が配置され、必要に応じて子どもへのカウンセリングや遊戯療法が行われている。また、自立支援計画策定のための会議やケース研究会などに参加し、心理的支援における職員間の連携が図られている。今後は、施設におけるスーパービジョン体制の整備や、保護者等への助言や援助などの取組みが行われることを期待したい。		

A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 学習支援における基本的な考え方が明文化され、小学生、中学生、高校生それぞれに対する支援の目標や留意点が職員間で共有されている。また、子どもの学力等に応じて通級による支援や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援するとともに、子どもの希望に応じて、地域の学習塾を活用するなど、個別の状況に応じた学習環境の整備に努めている。		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<コメント> 進路の決定にあたっては、保護者等や学校、児童相談所等の関係機関と協議しながら、子ども本人の希望を第一に考え、子どもが適切な自己決定ができるように支援している。また、退所後については、自立支援担当職員を中心に、相談に応じ、関係者会議を開くなどして、必要な助言やサポートを行っている。		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<コメント> 地域のミカン農家に協力を仰ぎ、ミカンの収穫期に就労体験を行っている。また、施設として、積極的に子どもの資格取得を奨励している。今後は、子どもの職場体験や社会経験の拡大に向けて、適切な情報提供や、様々な職種の就労体験の機会を設けるなど、さらなる取組みが行われることを期待したい。		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<コメント> 家庭支援専門相談員を2名配置し、家族等と細やかに連絡が取れる体制を整えている。保護者等に対して、子どもに関する学校、地域、施設等の行事予定や情報を知らせるとともに、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を呼び掛けている。		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<コメント> 面会や外出、外泊などを取り入れながら、親子関係の再構築に努めている。今後は、ケースの見立てや課題を絞り込み、児童相談所との連携や合意形成を図るなど、関係の再構築に向けた明確な支援計画が策定されることを期待したい。		